

## 健康保険料率は引下げ・介護保険料率は据置きとなりました

- ◆ 平成 28 年度協会けんぽの健康保険料率は現行の 9.97%から 9.93%（岩手県）に引下げとなり、介護保険料率は 1.58%のまま据置きとなりました（健康保険組合にご加入の事業所様は料率が異なります）。

なお、健康保険料率・介護保険料率は 3 月分（4 月の支給給与）からの改定です。昨年より 1 か月早い改定となりますのでご注意下さい。

	健康保険料率（岩手県）	介護保険料率
現 行	9.97%	1.58%
改正後（平成 28 年 3 月分～）	9.93%	1.58%（据置き）

## 雇用保険料率が引下げになります

- ◆ 雇用保険料率が、平成 24 年以来 4 年ぶりに変更になります。28 年 4 月分から事業主負担分、被保険者負担分が、それぞれ 1/1000 引下げとなります。事業主負担は雇用保険二事業に係る分も 0.5/1000 引下げとなります。

	雇用保険（被保険者負担）	
	一 般	農林水産・建設
現 行	5/1000	6/1000
改正後（平成 28 年 4 月分～）	4/1000	5/1000

### \* 雇用保険料の免除

4 月 1 日現在、満 64 歳以上（昭和 27 年 4 月 1 日以前に生まれた方）については、4 月分の給与から雇用保険料が免除になりますので、合わせてご確認下さい。

## 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果

- ◆ 厚生労働省が、平成 27 年 4 月から 12 月までに実施した、長時間労働が疑われる事業場に対する労働基準監督署による監督指導の実施結果を公表しました（実施事業場数 8,530 事業場）。時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が、1 か月当たり 100 時間を超えるケースが実に 2,860 事業場（33.5%）で確認されています。長時間労働により脳・心臓疾患などの発症リスクが高まるとの医学的知見もあり、今後、監督署の立ち入り調査の基準が月 80 時間までと引下げられる方向です。

なお、監督署の指導事例を別紙、同封いたしました。長時間労働以外に、「深夜業に従事する労働者に特殊健康診断を実施していなかった」「定期健康診断の結果、有所見者に対して、医師等による意見聴取を行っていないかった」という健康診断に関する事、「36 協定で定めた上限を超えて時間外労働を行わせていた」など 36 協定に関する事などが多く指摘されています。

## 健康保険被扶養者異動のご確認を

- ◆ 就職等により、健康保険の被扶養者から外れる方がいらっしゃいましたら、ご連絡をお願いいたします。